

## 第2回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

**開催日時：**平成21年7月11日(土) 14:00～16:15

**開催場所：**一宮地場産業ファッションデザインセンター2階第1会議室

**出席委員氏名：**

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、平井委員、松井委員、松下委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計15名

**欠席委員氏名：**谷口委員、松村委員 計2名

**出席した市職員：**

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

### 1 提言書の概要について(岩原委員、平井委員、石井委員)

提言書全体のねらいは、まちづくりを市民が主体となって行うということ。

その場合の市民の責務や権利についてまとめている。

「市民」は、個人だけを指すのではなく活動団体や法人も含む。

西成連区で進められている地域づくり協議会が条例の中に盛り込まれることを期待。

住民投票制度の制定を望む。

議会基本条例の制定を望む。

### 2 提言書項目の検討

資料説明(事務局)

自治基本条例の一般的な構成

豊田市(同規模)

栃木県宇都宮市(同規模)

千葉県流山市(市民PIで制定)

長野県飯田市(議会発議で制定)

提言書と他市条例の比較表

用語解説

議論

名称

・後回し。

## 前文

- ・後回し。

## 第1章

### 第1項：目的

- ・提言書のとおり。

### 第2項：この条例の位置づけ

- ・宇都宮市のようなパターンで再度検討。

### 第3項：基本となる用語

- ・後回し。

### 第4項：まちづくりの基本原則

- ・「市民自治」、「参加」、「協働」、「情報共有」についてはこのまま。
- ・「効率性」については「有効性」に変更。

## その他

提言書が条文になるのか。それとも、考え方から条文にする手続きがあるのか。  
検討委員会で出た意見を聴きながら事務局で条文をまとめ新たに提案する。

この条例は、市民が条例として提案するのか。それとも、これを受けて市長が議会に提案するのか。

検討委員会で合意されたものをベースに市長が議会に提案する。

提言書はとてもわかりやすい文章、他市は行政がよく使う用語が並んでいる印象。他市は、どのような形でできあがったのか。

他市も、考える会のようなものを開催し、作り上げたところもある。が、条例として、文章をまとめるとこういった文体・構成になる。